

平成 21 年 5 月 18 日

建設業団体各位

国土交通省総合政策局建設市場整備課

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」に関する周知依頼

先般、政府が発表した経済危機対策において、地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図るため、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」が盛り込まれたことを受け、別添の通り、環境省、経済産業省、総務省からなるグリーン家電普及推進室より国土交通省に対し、当該事業の普及について、関連団体への周知依頼が参りました。

つきましては、傘下会員及び団体職員等への周知方よろしくお願い申し上げます。

別添

国土交通省御中

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」に関する御協力依頼

平成 21 年 5 月 15 日
環境省、経済産業省、総務省
グリーン家電普及推進室

先般、政府が発表した経済危機対策において、地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図るため、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」が盛り込まれました。この事業は、対象となる高い省エネ効果を有する家電製品の購入者が、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを取得できるものです。事業の詳細については、別添のチラシ及び環境省、経済産業省、総務省の各ホームページをご覧ください。

つきましては、標記事業に係る下記事項について、各関連団体へ周知していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 5月15日以降に対象製品を購入されるお客様が対象となります。①領収書又はレシート（以下「領収書等」と言います）、②保証書、③家電リサイクル券の排出者控え（リサイクルされた方のみ必要）を確実に保管くださるようお客様へ呼びかけをお願い申し上げます。
2. エコポイント事務局への申請の際に①領収書等、②保証書が必要になりますが、領収書等には、購入日、購入店名、購入者名、製品の型番が明記されていること、保証書には、購入日、販売元、製品の型番及び製造番号が明記されていることが必要です。領収書等に対象製品の型番を記載するか、対象製品のみを抜粋した内訳書を発行するなど、対象製品を購入したことが分かるよう領収書等を発行してください。また、保証書についても、型番・製造番号をご確認頂き、購入日・販売元を記載・押印してください。通常、領収書等に記載するのは、代金の一括金額で、個別の明細金額までは記載していないこと、保証書については、購入者に引き渡す際に、購入日、販売元欄に記載・押印していないことがほとんどであることは承知しておりますが、製品を購入して頂いた方に対して、可能な限りの対応をお願い申し上げます。

3. 以上を、各団体の会員へ周知し、住宅購入者に対するフォローを徹底していただきますよう、お願い申し上げます。急なお願いになってしまい大変恐縮ですが、御理解の上、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

①スキーム概要資料

本事業の制度の概要です。新たな情報については、決まり次第ホームページ等で公表していきます。

②チラシ

店頭での張り出し用等、適宜御利用いただくべく、現段階で決まっている事項をまとめたものです。

③Q & A

お問い合わせが多い質問事項について、その回答をまとめたものです。お客様から問い合わせを受けた際に御活用ください。

【各省ホームページアドレス】

環境省 <http://www.env.go.jp> (トップ)

経済産業省 <http://www.meti.go.jp> (注目情報)

総務省 <http://www.soumu.go.jp> (重要なお知らせ)

【本件問合せ先】

環境省、経済産業省、総務省 グリーン家電普及推進室

TEL 03-3502-0625

FAX 03-3502-0642

E-mail GKADEN@env.go.jp

※個別の対象製品については、各メーカーのお客様相談センター等へお問い合わせ下さい。

利用手続きのイメージ図

※平成21年度補正予算が国会で成立することが条件です。
 ※販売元から見たフローチャートイメージです。(5月15日現在)
 ※詳細は、エコポイント事務局が確定後、随時決定する予定です。

工務店
 代理店
 住宅メーカー

エアコン



冷蔵庫



テレビ

※対象製品の購入に対し、別途国庫から補助金の交付を受けている場合は対象になりません。

①対象製品の販売

エコポイント
 対象商品

- ※5/15以降の販売分が対象
- ※購入者は下記書類保管
 - ・領収書又はレシート
 - ・保証書
 - ・リサイクル券の控え (リサイクルした場合のみ)

＜販売元のご留意事項＞

- ・領収書又はレシート発行 (対象製品を販売したことが分かることが必要)
 「販売日・販売元・製品名・購入者名」を記載/押印
- ・保証書発行
 「販売日・販売元・型番・製造番号」を記載/押印
- ・リサイクル券発行 (リサイクル時のみ)

★上記3書類を確実にお渡し頂く
 ☆確実な保管を呼び掛けて頂く

※対象商品は、各省ホームページのリスト、又は各メーカーにてご確認下さい。

一般消費者・法人等の購入者

②エコポイント申請

購入者は、下記書類を事務局送付
 申請用紙 + 「領収書又はレシート・
 保証書・リサイクル券控え (リサイクル時)」

③エコポイント通知・取得

- ・事務局は、申請内容を確認
- ・一定期間後、ポイント(点)を発行
- ・ポイント交換できる商品リストを提供

④商品交換申し込み

⑤商品発送

一定期間後、商品が手元に到着

○交換商品の基本的な考え方

- ①省エネ・環境配慮に優れた商品
- ②全国で使える商品券・プリペイドカード (提供事業者が環境寄付を行うなど、環境配慮型のもの)
- ③地域振興に資するもの

【各省ホームページアドレス】

環境省 <http://www.env.go.jp> (ヒックス)

経済産業省 <http://www.meti.go.jp> (注目情報)

総務省 <http://www.soumu.go.jp> (重要なお知らせ)

エコ

ポイント

事務局

※事務局

:5月末、公募で決定予定

※申請開始時期

:事務局決定後、調整

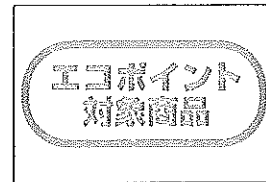
※交換商品

:第三者委員会で決定後
 受託事務局が運営・管理

5月15日以降にグリーン家電製品を購入すると、 エコポイントが取得できます。

平成21年度補正予算が国会で成立することが条件です

平成21年5月15日以降に、統一省エネラベル4つ星(★★★★)相当以上の「エアコン」、「冷蔵庫」、「地上デジタル放送対応テレビ」を購入された方々は、対象商品の能力やサイズに応じて様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントが取得できます。



エコポイント対象商品告知ラベル

統一省エネラベル

対象商品とエコポイント数

エアコン	
冷房能力	エコポイント数(点)
3.6kW以上	9,000
2.8kW, 2.5kW	7,000
2.2kW以下	6,000
買い替えをしてリサイクルを行う場合	さらに 3,000

冷蔵庫	
内容量	エコポイント数(点)
501リットル以上	10,000
401-500リットル	9,000
251-400リットル	6,000
250リットル以下	3,000
買い替えをしてリサイクルを行う場合	さらに 5,000

地上デジタル放送対応テレビ	
画面サイズ	エコポイント数(点)
46V以上	36,000
42V, 40V	23,000
37V	17,000
32V, 26V	12,000
26V未満	7,000
買い替えをしてリサイクルを行う場合	さらに 3,000

交換商品例

エコポイントを利用して交換いただける商品等については、消費者の方々にとって魅力的なものとなるよう、現時点では、基本的に、次のものを中心として、選定する考えです。

- ①省エネ・環境配慮に優れた商品
- ②全国で使える商品券・プリペイドカード(提供事業者が環境寄付を行うなど、環境配慮型^[注]のもの)
- ③地域振興に資するもの

具体的な品目については、提供事業者からの応募をいただき、エコポイント事務局の受託事業者が決定された後、第三者委員会を設置して決定する予定であり、決まった段階で発表する予定です。
[注] 公共交通機関利用カードを含む。

エコポイント取得に必要な書類

消費者の皆様におかれましては、今後のエコポイント取得と商品・サービスとの交換に必要となりますので

- 保証書 (購入日、購入店が分かること)
- 領収書/レシート (購入日、購入店、購入製品、購入者名が分かること)
- 家電リサイクル券の排出者控え (リサイクルされた方のみ必要)

を、確実に受領・保管くださるようお願いいたします。

販売店の皆様におかれましては、お客様が上記の書類を確実に保管くださるよう呼びかけて頂くよう、ご協力をお願いします。

詳しくは
ホームページを
ご覧ください



環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/>

(トピックス)



経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

(注目情報)



総務省ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/>

(重要なお知らせ)

※このチラシは準備のためのものです。国会審議の結果、エコポイントを付与しないこともございますので、あらかじめご承知おきください。

質問		回答
(1 制度概要)		
問1-1	「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」とは、どのような制度なのか。	一般的にエコポイント制度とは、環境によい製品の購入や行動に対して、様々な製品等と交換できるポイントを付与し、そのような購入や行動を促すものです。今般の「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」は、地球温暖化防止、経済の活性化、地上デジタル放送対応のテレビの普及を目的として、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、テレビを購入された方に対して、一定のエコポイントを差し上げ、これを使ってエコ商品等をお求めいただける仕組みです。現在国会に提出されている補正予算案に盛り込まれています。
問1-2	エコポイント1点は、1円相当の設定になるのか。	各対象家電製品に付与されるエコポイントは、円価相当のものとして設定していますが、各交換商品に設定されたエコポイント数は、商品及び発送の料金を含んだ設定になります。
問1-3	法人がエコポイントの付与及び指定交換商品との交換を行った場合は、経理処理上どのように扱えばよいのか。	ポイントに関する経理処理のルールについては特設定められておりませんが、一般的なポイント制度においては、交換前のポイントは「貯蔵品」に計上し、交換商品は「商品券」、「備品」などに計上します。ただし、全体の金額に占める割合が著しく小さい場合は、「その他流動資産」等の科目で計上するか、あるいは重要性の原則の観点から処理しないという場合もあります。エコポイントに関する扱いについても、同様と考えております。
問1-4	量販店が発行しているポイントと違うのか。	違います。量販店のポイントと合算はできません。
問1-5	現在実施されているエコアクションポイントと違うのか。	違います。エコアクション・ポイントは環境省が実施しているモデル事業で、ポイント原資は民間事業者が提供し、ポイントの付与対象は省エネ家電に限られません(今回の事業は経済対策として国がポイント原資を提供し、対象は省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、地デジ対応テレビの3種類)。
問1-6	衆議院が解散して補正予算が国会で成立しなかったら、どうなるのか。	補正予算が成立しなかった場合には、今回エコポイントの付与は行われません。
問1-7	エコポイントによって、本当に景気が回復するのか。どの程度の経済効果が見込まれるか。	省エネ家電の販売が増加することに加え、キャッシュと異なり貯蓄や借入金の返済に回すことが想定しにくいエコポイントは、交換時の消費を通じて確実な経済効果が見込めると期待します。
問1-8	エコポイントによって、どの程度の環境保全効果があるのか。	省エネ家電の普及により持続的なCO2削減効果が得られるとともに、交換商品として、消費者がエコ製品やサービスを選択した場合には更なる環境保全効果が見込めます。
問1-9	まだ使える家電製品を買換えることは環境保全に反するのではないのか。	エネルギー効率の低い旧型の家電製品を使い続けることにより、余分にエネルギーを使用し、CO2を排出することになるため、本制度では省エネ性能の高い製品への買換えを促進するものです。なお、使用済み家電については、適正なりサイクルを進め、買換えにより新たに環境問題が起きないように配慮しています。
(2 対象期間)		
問2-1	いつから購入した商品が対象となるのか。	5月15日以降に購入した対象商品が対象です。
問2-2	なぜ5月15日からなのか。	地球温暖化対策、経済活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及に向けた取組を一刻も早く進め、また、一部に見られる家電の買い控えによる実体経済への影響を最小限にするために、可能な限り早期の実施が重要と考えています。一方で、消費者の皆様への周知や販売店の対応準備も必要であり、このための時間を確保するため、4月21日に5月15日から適用と発表しました。
問2-3	5月15日以前に購入した人へのエコポイント交換はできないのか。	申し訳ありませんが、5月15日以降に購入した方が対象ですので、それ以前に購入された場合は交換できません。
問2-4	この制度はいつまで実施されるのか。	補正予算の事業なのでエコポイントの付与については21年度限りの事業と考えています(21年度中に購入した商品のみを対象とする)。ただし、エコポイントの交換については、現時点では、23年度まで行うことを考えております。
(3 エコポイント付与対象商品)		
問3-1	どのような商品がエコポイント付与の対象となるのか。	環境省、経済産業省、総務省のHP上で対象家電製品の一覧表を公開しております。詳しくは3省のHPをご覧ください。また、一覧表に表示されていなくても、今回の対象家電として定める水準等を満たしていれば対象となります。
問3-2	なぜ冷蔵庫、エアコン、地上デジタル放送対応テレビなのか。	家庭部門のCO2排出量のうち、約7割が電化製品によるものであり、約5割がエアコン、冷蔵庫、テレビで占められています。また、エネルギー効率の低い旧型品を最新の省エネ型製品に買換えることは、適正にリサイクルがなされれば、より高い環境保全効果が期待できます。こうした観点から、優れた省エネ性能を客観的に判別でき、かつ、家電リサイクル法において買い替えの際にリサイクルすることが定められた電化製品を対象とすることが適当であり、具体的には、省エネ統一ラベル4つ星相当以上のエアコン、冷蔵庫、テレビをエコポイントの対象とするものとします。
問3-3	統一省エネラベルとは何なのか。	エアコン、冷蔵庫、テレビなどの省エネ性能の水準についての表示であり、その製品の省エネ達成率のレベルに応じ、5★、4★等のように示されています。詳しくは、(財)省エネルギーセンターのサイトをご覧ください。
問3-4	対象製品リスト一覧に〇〇の製品も加えてほしい。	対象製品として定める水準等を満たしていれば追加できますので、その旨をメールでご連絡ください。アドレスは、GKADEN2@env.go.jpです。本文には、事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレス、追加を希望する製品の型番を明記してください。
問3-5	4★相当の「相当」とはどういうことか。	400リットル以下の冷蔵庫は現時点で4★以上の製品がないため、現時点で省エネ性能が最も高い旧5★(新基準の3★)の製品について対象としています。テレビについては、現在基準の定められていないフルハイビジョンのプラズマ及びLEDバックライト機種等で基準を満たすものが対象となります。また、基準を満たす特定販売店の専用機種等が相当に入ります。
問3-6	省エネ性能カタログに掲載されていない機種で、対象機種はあるか。	省エネ性能の基準を満たしている製品であれば、省エネ性能カタログに掲載されなくても、対象になります。環境省、経済産業省、総務省のHPで対象製品のリストを公開しておりますのでご覧ください。なお、量販店等の専用機については、リストの中に含まれていない製品もございますので、詳しくはメーカーにお問い合わせください。
問3-7	特定販売店の専用機種は対象か。	対象製品として定める水準等を満たしていれば対象になります。具体的に考えておられる機種があれば、その販売店にお問い合わせください。
問3-8	(メーカー名)の(商品名)を購入したのだが、エコポイントを受け取れるのか。	環境省、経済産業省、総務省のHP上で公開している対象家電製品の一覧表をご覧ください。また、一覧表に表示されていなくても、今回の対象家電として定める水準等を満たしていれば対象となりますので、メーカーにお問い合わせください。
問3-9	テレビとテレビ台をセットで購入するなど、対象製品を別の商品と組み合わせて購入した場合、エコポイントの申請は可能か。	エアコン、冷蔵庫、テレビ、いずれも大きさ等を基準に一定のエコポイントを付与し、価格に対してエコポイントを付与するものではないので、対象製品を購入したことが確認できれば、申請は可能です。なお、テレビ台などの付属品に対してエコポイントは付きません。
問3-10	台数制限はあるのか。	上限を設けることは考えておりません。

	質問	回答
問3-1-1	外国製の商品も対象になるのか。(なぜ外国製の商品まで対象に入れるのか。)	内外無差別の原則に基づき、外国製品についても基準を満たせば対象となります。
問3-1-2	地上デジタル放送対応のテレビであれば、すべて対象とすべきではないか。	エコポイントを付与する趣旨は、地上デジタル放送への完全移行促進だけでなく環境保全効果を高める目的もあるため、すべての地上デジタル放送対応テレビを対象とすることは予定していません。
問3-1-3	アナログテレビを廃棄しないで済む地上デジタル放送対応のチューナーも対象とすべきではないか。	地上デジタル放送への完全移行を促進することが目的なので、対象とはしていません。
問3-1-4	カーナビのテレビは対象になるのか。	今回は、家庭内での環境保全効果を高める目的と地上デジタル放送への完全移行促進をめざすものですので、申し訳ありませんが、カーナビ(地デジ対応のものも含め)は対象となりません。
問3-1-5	アナログテレビでも4★以上の製品があるが、なぜ対象にならないのか。	約2年後に迫った地上デジタル放送への完全移行を促進するため、今回は地上デジタル放送対応テレビを対象としています。
問3-1-6	購入した液晶テレビは地デジチューナーを内蔵しているので、4★未満の機種だが、6%だけでもエコポイントを頂けないか。	今般の施策は地デジへの移行と地球温暖化対策の両方が目的であるため、エコポイントを付与できるテレビは地デジ放送対応で4★以上の製品としています。
問3-1-7	中古品は対象ならないのか。	中古品は省エネ性能が保障できず、また、中古品を対象とすると何度でも売ってそのたびにエコポイントが付いてしまうので、対象になりません。
問3-1-8	アンテナ工事、設置工事に対してエコポイントは付与されるのか。	エコポイント数は、製品の大きさ等を基準にカテゴリ毎に一定の点数を付与するものですが、この点数設定に各種工事費用は考慮されていません。
問3-1-9	リサイクルの収集・運送料金は対象か。	リサイクルの収集・運送料金は対象になりません。
問3-2-0	無償で対象家電製品を譲り受けた場合は対象となるのか。	今般の施策は、対象家電製品を購入した者にエコポイントを付与するもので、景品類を含み無償で譲り受けた対象家電製品は、対象外となります。
問3-2-1	対象家電製品を景品等の商品とするために購入した者に対して、エコポイントは付与されるのか。	形式的には無償譲渡なので、景品商品とする目的で対象家電製品を購入した場合は対象となりません。
(4 必要書類)		
問4-1-1	消費者は何を準備すべきか。	購入日、購入店、品番、製造番号が記載された保証書と購入日、購入店、購入製品名、購入者名のわかる領収書又はレシートと、購入と一緒にリサイクルを行った方は家電リサイクル券の排出者控えが必要になりますので、確実に受け取り、保管しておいてください。
問4-1-2	領収書や保証書、リサイクル券はコピーでもいいのか。	保証書、リサイクル券はコピーでも構いません。領収書については原本を提出いただくか、コピーでもよいか検討中ですので、とりあえず原本を保管しておいてください。
問4-1-3	原本を提出する場合、あとでその原本を返還してもらえるのか。	原本を提出していただくこととした場合、返還に関する取扱いについては、今後検討していきます。
問4-1-4	領収書の代わりにレシートでもいいのか。	購入日、購入店、購入者名、購入した製品の型式等が確認できればレシートでも問題ありません。これらの事項の記載欄がない場合は、販売店等に余白に手書きで記載してもらるか、必要事項が記載された領収書を発行してもらってください。
問4-1-5	他の商品とまとめて購入した場合の領収書での申請でも問題ないか。	領収書等で対象商品を購入したことが確認できれば、問題ありません。
問4-1-6	領収書(保証書)をなくしてしまった。エコポイントはもらえないのか。	購入日、購入店、購入者名、購入した製品の型式、製造番号と支払いの証明ができればよいので、領収書・保証書の発行主体に再発行や他の証明書を提出してもらえないかご相談ください。
問4-1-7	クレジットカード払いの場合は領収書の発行義務はないが、その場合クレジット明細で対応可能か。	購入された商品の型番が記載されていれば、クレジットのお客様控えを領収書の代わりとして対応することは可能ですので、型番を記載してもらうようにしてください。
問4-1-8	クレジットカードを使って分割払いした場合、いつの時点で判断するのか。	店頭でクレジット払いを行った日(=領収書に記載される日)により判断します。
問4-1-9	通販やネットショッピングで商品を購入したが、いつの時点で判断するのか。	給品書・購入証明書に記載されている日付により判断します。
問4-1-10	着払いで支払った場合、いつの時点で判断するのか。	領収書に記載される支払日により判断します。
問4-1-11	エコポイント適用が来年3月末の場合に、3月に注文したが品切れのため、予約注文し4月納入となった場合は付与されるのか。	「購入日」とは、代金を支払った時点なので、エコポイント付与期間として予定している来年3月末までに代金が支払われていれば付与されます。
問4-1-12	保証書は、メーカーのもの、販売店のものと、どちらでもいいのか。	メーカーの保証書、販売店の保証書の両方を使えますが、販売店の保証書の場合は、品番、製造番号を記載していただく必要があります。
問4-1-13	保証書に購入日の記載がない場合、どうすればいいか。	原則、保証書には購入日が記載されている必要がありますが、もし保証書に購入日の記載がない場合は、一緒に提出いただく領収書で購入日が確認できれば結構です。
問4-1-14	領収書日付と保証書日付が異なる場合はどうするのか。	本来同一であるべきものですが、もし領収書日付と保証書日付が異なる場合は、領収書に記載された日付で判断します。
問4-1-15	必要書類・事項の不備があった場合は、権利がなくなるのか。	すぐに権利が無くなるというわけではありません。制度がスタートした後、公募で選定される事務局とご相談ください。
問4-1-16	書類(保証書や領収書)には、購入者名を記載しない場合が多いが、その場合には無効になるのか。	直ちに無効になるわけではありませんが、書類や購入者名であることを確認するため、購入者名が必要です。必要書類には購入者名の記入をお願いします。
問4-1-17	領収書を発行してもらえなかったが、どうしたらいいか。	購入店に問い合わせ、領収書を発行してもらってください。
問4-1-18	商品に保証書が入ってなかったが、どうしたらいいか。	購入店・メーカーに問い合わせてください。
問4-1-19	エコポイントを貰う条件として 保証書・領収書が必要となっているが、エアコン販売の場合工事費込みの領収書を発行する。その場合エアコン機器費が判るように工事費とエアコン本体費用を分けて領収書を発行しなければならないのか。	対象製品であるエアコン本体の購入が確認できればよいので領収書を分けていただく必要はありません。
問4-2-0	家電リサイクル券とは何か。	ご不用になりました家庭用のエアコン・冷蔵庫・テレビなどをリサイクルする際、リサイクル料金をお支払いいただきますと、家電リサイクル券が発行されます。詳しくは(財)家電リサイクル協会リサイクル券センターのホームページをご覧ください。
問4-2-1	販売店の方で、代行申請できるようにしてくれないか。	原則、購入者本人が申請することを予定していますが、購入者本人の同意を得ていれば、代行申請していただくことも可能です。
(5 エコポイント付与)		

	質問	回答
問5-1	いつから、どのようにエコポイントが付与され、商品と交換できるようになるのか。	事業の具体的なスキームについては、事業者にて提案を公募し、決定されます。事業者の準備が整い次第、事業を開始しますので、現時点では、明確には申し上げられません。
問5-2	どれくらいエコポイントがもらえるのか。	環境省、経済産業省、総務省のホームページ上で、対象家電製品のカテゴリ別にエコポイント数を公表しておりますので、3省のホームページをご覧ください。
問5-3	エアコン、地デジ対応テレビに対するエコポイント数で、カテゴリに入らない製品のエコポイント数はどうするのか。(3.2kwのエアコン、35Vのテレビなど)	もし、現在エコポイント数が設定されていない冷房能力やサイズの対象家電製品を購入した場合については、今後検討し、エコポイント数を設定します。
問5-4	エコポイント付与額は何を基準にして決めたのか。	エアコン、冷蔵庫、テレビ、いずれも大きさ等に基づくカテゴリ毎に平均的な販売価格に対する比率を目安として、一定のエコポイントを設定しました。
問5-5	なぜ地デジテレビは10%で、冷蔵庫、エアコンが5%なのか。	地上放送のデジタル化をより一層加速するために上乗せしました。なお、5%、10%という率についてはこれを目安とし、製品の大きさ等に基づくカテゴリ毎に定めて、一定額のエコポイントを決めています。
問5-6	自分が買った製品が何ポイントなのか、どうしたらわかるのか。	環境省、経済産業省、総務省のホームページ上で、対象家電製品のカテゴリ別にエコポイント数を公表しておりますので、3省のホームページをご覧ください。
問5-7	同一カテゴリでも価格差の大きいものがあり、ポイント設定が不公平ではないか。	カテゴリを細分化すればよりきめ細かなポイント設定が可能となりますが、その分制度が複雑化します。このような観点から制度の分かりやすさと合理性のバランスをとってポイント数を設定しています。
問5-8	リサイクル料金相当分とはどういうことか。	リサイクル料金は製品によって2千円から5千円程度かかりますが、この料金も念頭に買換えのインセンティブを持たせつつ、制度の分かりやすさにも配慮して、一律に、①エアコンは3,000円、②冷蔵庫は5,000円、③地デジ対応テレビは3,000円と設定しています。
問5-9	どこで購入してもエコポイントは付与されるのか。	量販店、地域の販売店、通販などの購入形態を問わず、同額のエコポイントが付与されます。
問5-10	法人として購入した場合も、対象となるのか。	法人も対象家電製品を購入した場合は対象になります。ただし、別途国から対象家電製品の購入について補助金等を受けて購入した場合は除きます。
問5-11	リースやレンタルの場合、対象となるのか。	対象家電製品をリースやレンタルされた方は対象製品の購入者ではないので対象になりませんが、リース・レンタル業者に申請権が帰属します。
問5-12	対象家電製品の購入に対して、別に補助金による支援を受けている場合は、対象となるのか。	本事業とは別に国庫補助金を交付されている場合は、重複して補助を受けられないので、対象とはなりません。
問5-13	エコポイントを利用してエコポイント対象商品を購入した場合、さらにエコポイントが付与されるのか。	事業の具体的なスキームや交換商品が決まっていないので、現時点では、明確には申し上げられません。
問5-14	オークションサイトなどで購入した場合、エコポイントはどうなりますか。	オークションサイトなどであっても必要事項が記載された領収書と保証書が発行されると販売店で購入された場合は対象となります。なお、エコポイントが付与されるのは、新品の対処家電製品を購入した場合に限ります。
問5-15	エアコンをリサイクルしてテレビを購入する場合など、購入した製品とは別の品目をリサイクルした場合、リサイクル料金相当分のエコポイントは付与されないのか。	同品目の家電製品からの買換えでない場合は、付与されません。
問5-16	新築住宅・マンションの購入時にエアコンを設置した場合、対象となるのですか。	対象家電製品を購入し設置したことがわかる領収書と保証書がある場合は対象になり、住宅・マンションの購入者が申請できます。
問5-17	賃貸マンションやホテルに設置された対象家電製品については誰に申請権が帰属するのか。	賃貸マンションやホテル(賃貸マンションやホテルに設置するために対象家電製品を購入した者)に申請権が帰属します。
問5-18	短期間日本に滞在している者が対象家電製品を購入した場合は対象となるのか。	対象になりますが、交換商品の海外発送は行いません。
問5-19	1回につき2個の製品をリサイクルし、1個の製品を購入した場合、2個分のリサイクル料金相当分のエコポイントが付与されるのか。	買換えが対象であるため、1個分のリサイクル料金相当分のエコポイントしか付与されません。
問5-20	製品購入時から一定期間において旧型製品を廃棄する場合、どれくらいの期間ならエコポイント付与が可能か。	買換えを促進するための事業なので、基本的には廃棄と購入は一体として行われる必要がありますが、詳細なルールについては今後検討していきます。
問5-21	祖父母等が購入者なのですが、エコポイントを孫等に付与してもらえないか。	申請者である購入者(祖父母)以外の者にエコポイントはつけられません。申請された後、祖父母から孫等に交換商品を渡すことは可能です。
問5-22	家族のエコポイントを合算できるのか。	合算はできません。購入された方に申請する権利があり、その譲渡はできません。
問5-23	何回買っても、エコポイントがもらえるのか。	対象製品毎にエコポイントは付与されるので、複数回のエコポイント取得は可能です。
問5-24	後日、購入をキャンセルした場合、エコポイントはどうなるのか。	エコポイントも消滅します。既にエコポイントを還元された場合は返還していただく必要があります。
問5-25	不良交換が出たときの報告は必要か。	申請後の交換であれば公募で選定される事務局と調整する必要があります。具体的な手順については今後決めていきます。
(6 交換商品)		
問6-1	エコポイントは何に使えるのか。	エコポイントの交換商品については、多様で魅力ある商品やサービスと交換できるよう、検討しているところです。また、交換商品の選定は、例えば第三者委員会などの透明性のある手続きの下で実施する予定です。
問6-2	交換商品は、いつ決まるのか。早く教えてほしい。	エコポイントを利用して交換いただける商品等については、消費者の方々にとって魅力的なものとなるよう、現時点では、基本的に、①省エネ・環境配慮に優れた商品、②全国で使える商品券・プリペイドカード(環境配慮型のもの)、③地域振興に資するもの、を中心として選定する考えです。具体的な品目については、提供事業者からの応募をいただき、エコポイント事務局の受託事業者が決定された後、第三者委員会を設置して決定する予定であり、決まった段階で発表する予定です。
問6-3	交換商品に応募したいのだが、どのような手続きが必要か。	交換商品については、提供事業者からの応募に基づき、①省エネ・環境配慮に優れた商品、②全国で使える商品券・プリペイドカード(環境配慮型のもの)、③地域振興に資するもの、を中心として選定する予定ですが、具体的な手続き、スケジュール等は決まっておりませんので、詳細が決まり次第公表します。
問6-4	どうすればポイント交換できるのか。	パソコン、携帯を利用するほか、これらの機器を使用していない人のため、配送によっても交換できるようにすることを検討しています。
問6-5	カタログでの交換だけで、店頭では使えないのか。	現在、事業の実施者を公募しているところであり、事業の具体的なスキーム等については、事業者が決定された後で決まることになります。
問6-6	報道で地デジアンテナ工事にも使えるとあったが、本当か。	現在、事業の実施者を公募しているところであり、事業の具体的なスキーム等については、事業者が決定された後で決まることになります。

質問		回答
問6-7	購入したそのお店で交換できるようにしてもらえないか。	現在、事業の実施者を公募しているところであり、事業の具体的なスキーム等については、事業者が決定された後で決まることになります。
(7事業主体公募)		
問7-1	公募の概要は。	6月1日から公募が開始、下旬に選定作業を進め、補正予算成立後速やかに契約先法人が決定される予定です。詳しくは、環境省、経済産業省、総務省のHPで御確認ください。
問7-2	エコポイント付与を行う法人はどのような法人を想定しているのか。	特定の法人を想定しているわけではなく、公募に応募いただいた法人の中から最も適切な法人を、客観的に、透明性ある手続のもと、選定します。法人が決まった際には、発表を行います。
(8犯罪)		
問8-1	「エコポイントを付与するから〇万円を振り込んでください。」と役所の担当者から連絡(訪問)があったが、本当か(どうすればいいか)。	エコポイントに関し、国又は自治体などから、手続きのための手数料の支払いや振り込みを求めることは絶対にありません。また、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。最寄りの警察署にご連絡ください。見知らぬ者が「役所の者です。」と名乗って訪問して来た際には、身分証明書の提示を求めてください。
(9販売店への対応)		
問9-1	早く具体的な内容を教えてほしい。	現在、事業の実施者を公募しているところであり、事業の具体的なスキーム等については、事業者が決定された後で決まることになります。
問9-2	販売店として、どのような準備をすればいいのか。	対象となる製品や申請に当たって購入者が保管しておかなければいけない書類等について御理解いただき購入者に説明できるようにしておいていただければと思います。更に具体的なことについては、決定し次第、発表していきます。
問9-3	対象家電製品を販売する店舗として登録する必要はあるか。	登録する必要はありません。
問9-4	自分の店でエコポイントの宣伝をしたい。ポスターなどないのか。	環境省、経済産業省、総務省のホームページで、エコポイント対象商品のラベルと告知チラシを掲載しておりますので、ダウンロードしていただいて適宜ご活用ください。